

内向きの憲法だけでなく外向きの憲法をつくれ

東北大学大学院教授 田中英道

## 1 日本の世界の中の位置

簡単ですがすこし自己紹介をさせて頂きます。私は若いときフランスで学位をとり、イタリア、ドイツに留学し、それぞれの国々の美術史を研究してきました。去年などは一年だけでもアメリカ、イタリア、ポーランド、中国、イギリスなどの各国での学会に招かれ発表してまいりました。少なくとも日本語を入れて五カ国語の言葉で発表し、その意味でも国際的に活躍しているといつていいでしょう。その経験をもとに少しだけ日本とその憲法について述べさせて頂きます。

日本は経済で世界第二位と言われますが、日本のテクノロジーは、欧米が軍事的なものを中心に行っているのに対し、人間の生活に関係するものが多く、その意味でも世界で第一位となっています。電気製品、コンピューター関係、時計、モーター、或いはスポーツ用品まで、その浸透ぶりは日本の位置を考えられている以上のものに押し上げており、世界はこれだけの平和的な技術力を作り上げた日本人の道徳、生活のあり方に注目しており、日本人による発言が期待されており、その文化的意義は大きく、これまで西洋からの植民地にならず、日露戦争でも白人大国を打ち負かしたという歴史的評価だけではないのです（残念ながら日本人は国内向けの発言ばかりで、国外に向けておりません）。

また一方で、日本が世界で最も安全な国で、犯罪が少なく、それがすべて平等な経済性に依拠していることも知られております。日本は世界で最も貧富の差がない国家なのです。九十パーセント以上の人々が中産階級に属している、と考えている国などどこにもないのです。日本人はそれを余り誇りを思っていない。北欧のことが言われますが、その経済力が違います。その平和的な生活ぶりは歴史的なものです。これはすでに七世紀に日本人自ら作った憲法にあるように「和をもって貴しとす」という言葉が実践されている、といつてよいのです。

## 2 聖徳太子の一七条憲法の意義

日本にはもともと聖徳太子のつくられた十七条憲法があります。これを読む皆さんはその内容が決して古代の道徳を説いたものではなく、その内容がすべて現代人にも通じることを理解されるでしょう。ここにはすでに民主主義さえ語られ、汚職を咎める精神まで論じられています。これを中国の儒教、仏教、道教などを折衷したものだ、よく日本の学者が述べています。第一条が有名な「和をもって貴しとす」という言葉が『論語』から来ているとか、第二条が「三宝を敬え」というのも仏教を取り入れたものだ、といわれ三教を折衷したものだ、というのが学者の見解です。しかし私の学者的な体験からいうと、この十七条憲法のように、それまでの思想を選択し、改変してゆくことが、外国の模倣であり、オリジナルなものではないという見解は誤りであることを認識すべきです。そうした誤った見解は、日本の歴史、日本の文化が常に模倣であるというような誤解を生んでいきます。つまり日本の自己評価すべてに及んでおり、日本人の主張を全く弱くしております。それは学問というものを知らない日本の学者、知識人の責任なのです。

日本人が外国と戦争を起こしたのは、七世紀の白村江の戦いと、十三世紀の元との戦い、十六世紀末の豊臣秀吉による朝鮮戦役、そして第二次世界大戦を含めた日清、日露、中国・朝鮮との戦争でした。近代は世界のすべての国が巻き込まれた戦争の時代であり、日本の参加が特別「侵略戦争」をしたなどという必要はありません。欧米からの植民地地帯にならないための防衛戦といつてよいでしょう。しかしそれ以前の十数世紀間に海外との

戦争がたった三回というのは、世界のどこの国家の歴史をひもといてもないことです。これはそれを自覚するもしないも「和をもって貴しとす」という聖徳太子の憲法が生きている証です。

またこれは日本の文化、例えば七世紀の法隆寺が木造であり、世界最古の建築や仏像や絵画を残していることでも端的に示されています。文化遺産として残る世界の名建築はほとんどすべて石造りです。木造は戦争や小競り合いのために破壊されたり焼失したりして、西欧ではモニュメントとしてはほとんど残されておりません。中国で残されている木造は、ほとんどが明の時代以降のもので、奈良・平城京のもととなった長安のものなど現在ではほとんど何も残っていません。それらを残しているのは世界で、唯一日本だけといってよいのです。

このようなことでさえ、日本にいる日本人は自ら認識出来ないでいます。外から見るといつても、外をよく知っていないとわからないのです。世界でも傑出した日本人の民度の高さがまだ理解されていないのです。この無理解は、日本人同志の不信感、そして政治家不信、学者不信にまで通じています。現代は千六百万人も日本人が海外に行くようになっていますが、常に日本に対する劣等感があるために、自己評価が出来ないでいるのです。

### 3 日本国憲法をどう改正すべきか

現在の日本国憲法は、日本のそうした長い伝統を少しも明文化しておらず、その意義も説いておりません。少なくとも聖徳太子の「十七条憲法」を国是として、その上で近代国家の法を説くことが出来るはずです。いうまでもなく日本という国は、日本国民という共同体を構成する人々によってつくられています。従って当然、憲法は日本内部の国民の幸福のためということを前提にしていますが、それは内向けのことであって、国というのは他の国々に対する外向きの姿勢も取らなければなりません。

前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」などと書いております。しかしこの言葉の下で、諸国でいくらかでも残酷な戦争が行なわれてきたことはこれまの歴史で明らかです。「平和を維持し、宣誓と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会」というのは、他の国を余りにも善意で見すぎる見解です。無論それぞれの諸国の主張は理想を掲げます。しかしそこにあるのは常に利益の対立です。昨今のロシアの北方四島返還問題、北朝鮮の拉致問題あるいはミサイル発射問題、中国・韓国の教科書介入問題、これらは一方で日本が相当の援助をしている国から起こっているのです。それぞれの国が公正と信義を主張して行なっているのです。

こうした外向きの問題に対して、前文で「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」などと言ったり、第九条のように戦争の放棄し軍隊を禁止したりする、偽善を指示してはいけないことです。それは現実認識がないこと甚だしいと言わなければなりません。現実では軍隊を持たざるをえなりのは当然です。これが日本の戦争行為をこらしめようとした占領下の憲法だといわれても仕方ありません。また内向けの問題についても第八十九条のように「国の宗教活動の禁止」などといって、第一条の天皇の行為と矛盾せざるをえないというのおかしなことです。この憲法そのものが矛盾しており、他の国の主張に屈するように仕向けている、と言っても過言ではありません。

日本自身の歴史がこれまで長い間とってきた見解を、そのまま世界に普遍化し主張すべきです。それは決して世界の現実を見ることと矛盾はしません。日本から積極的に世界の平和のために調停することも可能なのです。そのための憲法、すなわち内向けの憲法だけではなく、外向けの憲法であるべきです。